



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1053	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(危機管理・消防課).....	1
1054	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
1055	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
1056	〃	(〃).....	3
1057	〃	(〃).....	4
1058	〃	(〃).....	4

○ 公告

	和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）、和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）、和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとまちにおける指定管理者の募集	(港湾空港振興課).....	4
--	--	----------------	---

告 示

和歌山県告示第1053号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

令和2年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
有 田	1	令和2年10月1日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
	2	令和2年10月1日	午後1時30分から	同上	同上
	3	令和2年10月2日	午前9時30分から	同上	同上
	2	令和2年10月12日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	3	令和2年10月12日	午後1時30分から	同上	同上
	1	令和2年10月13日	午前9時30分から	同上	同上

和歌山	2	令和2年10月13日	午後1時30分から	同上	同上
	3	令和2年10月14日	午前9時30分から	同上	同上
	2	令和2年10月14日	午後1時30分から	同上	同上
	2	令和2年10月15日	午前9時30分から	同上	同上
	1	令和2年10月15日	午後1時30分から	同上	同上
	2	令和2年10月16日	午前9時30分から	同上	同上
	3	令和2年10月16日	午後1時30分から	同上	同上
田 辺	1	令和2年10月26日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	令和2年10月26日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	令和2年10月27日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満44-1-8
	3	令和2年10月27日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和2年8月17日（月）から同月21日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和2年7月21日指定した。

令和2年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	ビーボーイゴールド 8月号	17779-08	リブレ
コミック	ヤングコミック 8月号	08893-08	少年画報社
雑誌	ラジオライフ 8月号	09155-08	三オブックス
コミック	恋愛白書パステル 8月号	19625-08	宙出版
コミック	プチロゼ Vol.45	08878-08	秋水社
雑誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.14	68543-03	大洋図書
雑誌	封印発禁TVSP Vol.6	68543-12	大洋図書
雑誌	実話ナックルズ 8・9月合併号	04877-9	大洋図書
雑誌	実話ナックルズGOLD Vol.15	68543-14	大洋図書
雑誌	封印発禁TVDX 2020年夏号	68542-93	大洋図書
雑誌	実話ナックルズ ウルトラ Vol.9	68542-97	大洋図書
コミック	絶対恋愛Sweet 7月号	15557-07	笠倉出版社
コミック	ブラック片付けSP	65584-60	竹書房
コミック	まんが病院崩壊コロナで地獄世界	53455-98	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1055号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061890079	株式会社Walk	訪問看護リハビリステーションうらら	和歌山県岩出市山878-5 メインストリート 豊和ⅢB棟東号室	訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31
				介護予防 訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31

和歌山県告示第1056号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者

及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30618900 87	株式会社ソワン	訪問看護ステーションひより	和歌山県岩出市山田6-2	訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31
				介護予防 訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31

和歌山県告示第1057号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30618900 95	合同会社ライフサポートじんべえ	訪問看護ステーションじんべえ	和歌山県岩出市西野21-1 ランデックス恵103	訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31
				介護予防 訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31

和歌山県告示第1058号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30622902 04	株式会社GET	訪問看護ステーションでいご	和歌山県田辺市高雄二丁目15-27	訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31
				介護予防 訪問看護	令和 2.8.1	令和 8.7.31

公 告

公 告

県が設置する和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）、和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）、和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとまちにおけるそれぞれの指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和2年8月4日

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称

- ア 和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）
- イ 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）
- ウ 和歌浦漁港指定漁港施設
- エ 加太みなとまち

(2) 所在地

- ア 和歌山市毛見字馬瀬1514番地
- イ 和歌山市毛見字馬瀬1530番地の一部
- ウ 和歌山市和歌浦出島の一部
- エ 和歌山市加太地内及び地先

(3) 規模等

- 敷地面積
- ア 陸域20,038㎡ 水域28,355㎡
 - イ 陸域21,418㎡ 水域43,598㎡
 - ウ 陸域55,473㎡ 水域156,140㎡
 - エ 加太緑地24,026㎡ 加太ビーチ736㎡

- 主な施設
- ア ディンギークラブハウス、ディンギー艇庫、新ディンギーハウス、ディンギーヤード、駐車場（北側駐車場及び北側緑地駐車場）等
 - イ クルーザークラブハウス、クルーザーヤード、上下架クレーン、浮き栈橋3基、駐車場等
 - ウ 漁港交流拠点施設、フィッシャリーナ、駐車場等
 - エ 運動広場、観覧席、ゲートボール場、緑地駐車場、公衆トイレ、植栽帯、遊歩道、展望園路、シャワー施設等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他それぞれの施設の指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）及び和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）にあっては和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第1条に規定する設置目的を、和歌浦漁港指定漁港施設にあっては当該施設の適正な管理及びその運営を通じた周辺地域の活性化を図ることを、加太みなとまちにあっては和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）第1条に規定する設置目的を、それぞれより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないこと。
- (4) 申請を行う施設に係る6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、1の施設に対して複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和2年8月4日（火）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階

(2) 現地説明会

- 日時 ア 令和2年8月26日（水）午後1時30分から午後4時30分まで（荒天の場合は、同月27日（木）午後1時30分から午後4時30分まで）
イ 令和2年8月26日（水）午前10時から正午まで（荒天の場合は、同月27日（木）午前10時から正午まで）
ウ 令和2年8月28日（金）午前10時から正午まで（荒天の場合は、同月31日（月）午前10時から正午まで）
エ 令和2年8月28日（金）午後1時30分から午後3時30分まで（荒天の場合は、同月31日（月）午後1時30分から午後3時30分まで）
- 場所 ア 和歌山市毛見1514番地（ディンギーマリーナ 艇庫2階会議室）
イ 和歌山市毛見1530番地（クルーザーマリーナ クラブハウス2階会議室）
ウ 和歌山市和歌浦南一丁目1496番地5（有限会社ベイサイド和歌浦 2階会議室）
エ 和歌山市加太2692番地の1（和歌山市加太総合交流センター 2階研修室）
- 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
(ア) 配布期間 (1) アに同じ。
(イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
(ア) 提出期間 (1) アに同じ。
(イ) 提出場所 (1) イに同じ。
(ウ) 提出方法 配布場所に持参すること

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和2年8月4日（火）から同月19日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 回答日 令和2年8月6日（木）から同月21日（金）まで
- ウ 注意事項
(ア) 口頭による質問には回答を行わない。
(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和2年9月1日（火）から同月15日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで

及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和2年10月下旬予定

(6) 指定管理者としての指定

令和3年1月中旬予定

7 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3163

ファクシミリ番号 073-433-4839

電子メール e0824001@pref.wakayama.lg.jp